

《各種奨学金制度案内一覧》

奨学金制度名	募集基準(いずれにも該当すること)	奨学金額	給付/貸与	学校への申出期限	対象学年	その他
1 福島県奨学資金追加募集《震災特例採用》	①東日本大震災により被災した保護者が福島県内に住所を有し、家計が急変したことにより修学が困難な者 ②生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下の者(4人世帯の場合は、給与所得785万円以下、給与所得以外は330万円以下) ③勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者	月額 18,000円 (自宅外通学)もしくは 23,000円 (自宅外通学)	無利子貸与	10月18日(金)	全校生徒	・所得証明書、被災状況申立書等が必要になります。 ・他の貸与型奨学金とは併用できません。
2 篠田重晃障がい者大学進学助成基金	①京都府内の公立高等学校を令和2年3月に卒業予定で、同年4月に大学等(防衛大学校や外国大学の日本校は除く)に進学を希望する者 ②向上心が強く、成績、人柄ともに優秀な者 ③障害者手帳を有する者	月額4万円	給付	10月31日(木)	第3学年	・小論文(800字程度)、障害者手帳のコピー、所得証明書等が必要となります。
3 キーエンス財団給付型奨学金	①日本国内の4年制大学(通信教育課程及び夜間学部を除く)に令和2年4月入学予定の者 ②日本国籍を有する者 ③経済的な支援を必要とする者	月額8万円	給付		第3学年	・希望者は【 https://www.keyence-foundation.or.jp/ 】より直接応募してください。 ・小論文、調査書、所得証明書等が必要となります。 ・貸与型奨学金は併用可、返済不要の給付型奨学金は併用不可(ただし、海外留学支援の奨学金は併用可)、大学の授業料減免及び実質的に授業料減免に相当する給付型奨学金は併用可
4 アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度	①18歳未満で小児がん経験者及び「がん」により主たる生計維持者を亡くした遺児 ②経済的な理由により高等学校等の修学もしくは充実した学校生活を送るのが困難な者 ③令和2年4月時点において高等学校に在学予定の者	月額2万円	給付	12月20日(金)	第1・2学年	・世帯人数に基づいて所得基準があります。 ・所得証明書、診断書が必要となります。 ・他奨学金との併用可です。
5 本庄国際奨学財団給付型奨学金	①主たる家計支持者の収入が500万円以下(給与所得世帯)もしくは所得が250万円以下(給与所得以外の世帯) ②高校1年時の評定平均が4.0以上	月額5万円	給付	1月10日(金)	第1学年	・採用は全国で10名で、面接選考があります。 ・小論文(800字以内)、所得証明書等が必要となります。 ・高校2年から大学4年までの6年間支給されます。 ・国公立大学への進学が大学以降の奨学金の支給条件とされていますが、進学できなくとも高校時代の奨学金の返還は求められません。

※ この一覧の奨学金を希望する場合は、担任に申し出た上で、期日までに事務室担当者(門脇)へ申し出てください。事務室より申請書類等をお渡しますので、各制度の提出期限までに余裕をもって提出してください。

※ 各制度の要項等を参照の上、他の奨学金との併給の可否に注意してください。また、申請者が多い場合は校内選考をすることがあります。

※ この一覧は本校に通知文が送られてきた奨学金制度の案内です。この他に京都府教育委員会や各民間団体のHP等でも随時案内がなされていますので、各自で御確認ください。